

令和7年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 令和7年6月20日（金）
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 令和7年6月20日 午前9時00分 委員長宣告
4. 協議事項
 - 1 請願
請願第2号 この地域に「県立夜間中学」設置を求める請願書
 - 2 委員会質疑
 - (1) 校内教育支援センターについて
 - (2) キッズクラブ指導員は増員できたか
 - (3) 不登校の「未然防止」を重視した学校づくりについて
 - (4) 学校給食費の無償化について
 - (5) 給食のオーガニック材料について
 - 3 報告事項
 - (1) 第3期可児市老人福祉センター指定管理者の募集について
 - 4 協議事項
 - (1) 次期委員会への引継ぎについて
 - (2) 行政視察について
 - 5 その他

5. 出席委員（7名）

委員長	川合敏己	副委員長	渡辺仁美
委員	林則夫	委員	富田牧子
委員	野呂和久	委員	田口豊和
委員	酒向さやか		

6. 欠席委員 なし

7. 参考人

請願第2号 請願者 各務真弓
請願者 瀬野佳世子

8. 説明のため出席した者の職氏名

福祉部長	河地直樹	こども健康部長	大杉美穂
教育委員会事務局長	水野伸治	高齢福祉課長	宮原伴典

保 育 課 長 可 児 浩 之
学校給食センター所長 後 藤 道 広

学校教育課長 木 村 正 男

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 鈴 木 賢 司
議会事務局
書 記 中 島 めぐみ

議会総務課長 平 田 祐 二
議会事務局
書 記 大 野 祐 貴 子

日頃から可児市の市民の命暮らしを守るために、御奮闘されていることに感謝申し上げます。

さて全国的に問題になっております、30日以上欠席した小中学校生のは、内閣府調査では全国で2022年度では29万9,482人、岐阜県では6,766人、2023年度では34万6,482人と4万7,000人増加しております。可児市の小中学校でも、2022年度は339人、2023年度は292人と聞いております。一方2020年の国勢調査によれば、こうした状況を反映するかの如く、義務教育未修了者数は岐阜県内では1万7,475人、可児市、美濃加茂市、加茂郡内では2,830人と膨大な数になっております。また日本語指導の必要な外国籍の方々は、岐阜県内に1,798人、中でもこの地域は外国籍の方々の比率が高いとされています。こうした地域の深刻な状況をこのまま放置することは許されないのではないのでしょうか。

こうした中、国では「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法、2016年12月14日法律第105号）が成立、2017年に施行されました。これを受けて文科省は全ての都道府県・政令指定都市に最低1校の公立夜間中学が必要との方針を示し、全国の自治体に設置を求めています。その後公立夜間中学新設が相次ぎ、2023年10月時点で17都道府県44校でしたが、2025年度には41都道府県62校まで広がりました。

こうした中、岐阜県では、2024年度12月議会で設置を明言、「県立の夜間中学」設置に向けた体験会を順次開催予定とのことです。県立の夜間中学は、授業料無償であり、不登校生、不登校経験を持つ形式的卒業生、年齢的に地元の中学校で受け入れてもらえない過年度生、学習支援が必要な外国籍の生徒など、年齢を問わずに学ぶことのできる居場所として機能していくと考えます。こうした方々や子ども達に再度の学び、一人一人に寄り添った多様な学びを補償する場として、この地域に「県立の夜間中学」を設置すべきと考えます。そこで以下の項目を請願します。

請願項目。

可児・美濃加茂・加茂郡・可児郡御嵩町の地域に、「県立の夜間中学校」設置を求めます。

○委員長（川合敏己君） それでは、この後10分以内でお二人の参考人の方に御意見を述べていただきたいと思っております。時間はお二人で10分ということですので、お願いします。

その後、委員から質疑をさせていただきます。

なお、意見を言われる際は、まず挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチをオンにして発言をお願いいたします。

それでは、各務さん、瀬野さん、発言をお願いいたします。

○参考人（瀬野佳世子君） 本日は夜間中学を作り育てる可茂の会の各務さんと瀬野が発言させていただきます。

本日は発言の場を与えていただき、本当にありがとうございます。

私たちの会は、昨年夏に名古屋で開かれました全国での夜間中学増設のための全国集会に参加し、その中で全国の経験や近隣県の運動に学ぶ中で9月に発足しました。

何年もこの運動をされてきた方や、不登校が毎年増えてきているということで、このままでは何とかしないといけないんじゃないかと思われる方とか、いろんな立場でいろんな会に所属している方とかが一緒になってこの運動を進めていっています。

様々な状況の人たちに寄り添い、進める多様な学びの場としての夜間中学の地域に設立していただきたく、この間、市長、教育長にも面談していただき、また議員の皆様にも御意見やアドバイスもいただく中で、このたびこの6月議会に請願を提出させていただくこととなりました。

また、その提出したすぐ後なんですけど、5月28日には県教育長が大垣市と岐阜市で7月に、3日ずつですけど体験会を開かれるということの公式発表がありました。その中で、私的見解とは言われましたが、県内5地域に夜間中学を設立する方向で進めていきたいということも示されました。

ここで私たちは可児市の実情を少し報告させていただきます。

○参考人（各務真弓君） 私が夜間中学の設置を望む理由です。

夜間中学に通える条件の人は様々いらっしゃると思いますが、まず美濃加茂市・可児市には外国の方たちがとても多くて、永住定住者が多くて、呼び寄せと思われる10代の子供たちの来日が続いております。本当に様々な理由によって義務教育を終えずに来日している子供たちもおります。

高校進学を望むとき、義務教育を修了していないと中学校等卒業程度認定試験という試験をあらかじめ受けて、5教科合格しなければ高校受験ができません。

それと、この地域に外国人学校ですね、ブラジル人学校はありますが、外国人学校の子供たちも中等部を卒業しても直接高校受験はできません。同じように、この中学校等卒業程度認定試験を受験しなければなりません。かなりハードルの高い試験になっています。

私は活動する団体で、2003年から15歳を超えた子供の高校進学をサポートしてきました。中学校等卒業程度認定試験の受験者は、団体のサポートの生徒は2023年度までに延べ56人受験しております。うち5教科合格者は9人です。

基礎教育については、どの国籍の子であろうと学ぶ権利があります。基礎教育を終えないまま大人になった人、様々な理由で学校に行くことができなかつたであろう子供たちや、その子供たちが大人になっている現状で、将来のため、また学び直しのために夜間中学設置を国が示しているこの機会に、ぜひ県立の夜間中学をこの可茂地区につくっていただきたいと強く願っております。

○参考人（瀬野佳世子君） 以上、外国籍の子供たちの様子を発表しました。

それ以外にも、不登校の子供たちは毎年約300人ぐらいおられるようです。

そして、義務教育未修了の方は可児市で5年前の国勢調査では713人おられるということです。今年また国勢調査があると思いますので、もう少しはっきりした数字が出ると思います。

以上のように、様々な事情をお持ちの方が学びたいと思われるときに、それに寄り添える

教育の場としての県立夜間中学がこの地域に設立されることを心より願っております。この地にそのように教育を保障する場所があり、それを発展させることこそがかけがえのないことであり、大きな意味を持つと思います。

可児市議会の皆様、特に教育福祉委員会の皆様、趣旨に御賛同いただき、どうぞお力をお貸しください。よろしく願いいたします。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

それでは、ただいまから参考人の方に対して質疑を行いたいと思います。

それでは、委員のほうから質疑がある方いらっしゃれば、順次挙手をお願いいたします。

○委員（酒向さやか君） 御説明ありがとうございます。

1点ちょっと御確認させていただきたいんですけども、請願本文の中で、岐阜県で2024年度12月議会で設置を明言という文言があるんですけども、こちら側の認識の違いであればいいんですが、県議会のほうでの答弁では、夜間中学に向けた具体的な検討を来年度から進めてまいりますという答弁があるので、設置を明言というよりは検討を開始していくという、その検討が始まる段階に今あるという認識で私はいるんですけども、そこら辺の御確認をさせていただきたいなと思います。よろしく願いします。

○参考人（瀬野佳世子君） 今、41都道府県では最低1校は公立の夜間中学というのが設置されているところで、さらに2校、3校と進められている地域もあるんですけども、岐阜県はその中で、これからその準備段階に入るという姿勢を示されているというように私たちも捉えているんですけども。

○委員（酒向さやか君） それであれば大丈夫だと思います。ありがとうございます。

○委員長（川合敏己君） 他に質疑はありますか。

○委員（富田牧子君） すみません、先ほど各務さんのほうからは外国籍の方の話が出ましたが、これをもともと始められたのは藤井さんだったと思うんですけど、この藤井さんがやむにやまれずこういう運動を始められた。そこら辺の、例えば日本の人の状況というのはどういうふうなのかちょっとお聞かせ願いたいと思うんです。

人数はいろいろ書いてありますけど、そうではなくて、ここにこうして本当に困って、ぜひ夜間中学ができれば通いたいと思っているという人がいるということ、私たちははっきりと見たいなというふうに思うわけです。

外国籍の方の話は分かりました。日本の方の事情はどうですか。

○参考人（瀬野佳世子君） 藤井さんは、不登校の子供たちの数が去年でも40万人に近い状態になっており、何年か前からそういう学校に行けない子供たち、教育がちゃんと受けられていない子供たちをそのままにしているのかという思いがあって、教育を受けるということをフォローできる場が必要なんじゃないかということ強く感じていると言われていました。

先日、笹山さんという名古屋市にある自主夜間中学「はじめの一步教室」の代表の方に来ていただいて学習会をしたんですけど、女性は集団疎開等で子守とかをしないといけなかつ

たから結構読み書きができない高齢の方もたくさんいらっしゃるそうです。やっぱり教育が大事ということをしごく言われていたということですが実際本当に不登校の方とかひきこもりの方が私行きますと手を挙げられるかということ、なかなかそこまでは行かない状態なので、今これだけの人数が望んでおられますという数を私たちは把握しているわけではないんです。

だけど、やっぱり私たちもアンテナを張り巡らせて、求めている方がこれだけ、条件としては教育を受ける必要性を感じておられる方がいらっしゃるわけですからね。それをやっぱり拾い上げていく、いろんな形でこういう場がありますよということで働きかけていくことで、最初に夜間中学を始められたときは40人定員とか言われても、本当に10人ぐらいしか集まらなかった県もあるということですけど、それでも体験に来ていただいたり接していただく中で、ここで勉強したいわと思われる方がいて、今300人ぐらいになっているという施設もあります。やっぱりそういうことをちゃんと調べて、私たち運動する側も、どこにそういう思いを持っておられる方がいるかということを経験しながら運動を続けていかなければいけないとは思っています。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

他に質疑ございますか。

時間は十分あります。

○副委員長（渡辺仁美君） 各務さん、瀬野さん、私たち教育福祉委員会は、ずっと不登校児童・生徒に対してのいろんな課題に取り組んできましたので、むしろこういった問題は私たちの側から発案すべき、そういった点もあるので、この請願をいただいたことにまず感謝申し上げます。

そして、先ほど富田委員もおっしゃっていたように、外国にルーツを持つ子供、あるいは成年した人たちが、そういった夜間中学の必要性、これについても理解できます。

ただ、本当に我々が関心する中で、中学校を卒業、その資格を得ている、得ていないまま、不登校のままそうなった人の中でも努力をされて、例えば通信制サポート校に通われたりだとか短大の通信制をされに行かれながら仕事をするなど、それなりの努力は続けていらっしゃいます。ただ、やはり夜間中学を求める人がいる限り、しかも県立でそういったものをつくる必要性は重々感じておりますが、これはありきの問題で理想を述べていただきたいんですけど、可児市、美濃加茂市、あるいは周りの可児郡・加茂郡の中でどの地域、県の言う5つの中には入っていますので、その中で、もしこの辺りにできたらいいというのは具体的にお考えはおありでしょうか。

○参考人（各務真弓君） できるかできないかは別として、理想を言わせていただくのであれば、以前、県の堀教育長さんとお話ししたときも、いろいろ学校の空き教室を利用すればいいんじゃないかということをお願いしたけど、空き教室があるかどうか分からないんです。今、加茂高等学校は校舎を新築中で、定時制の校舎と全日制の校舎は分かると聞いています。なので、駅にめちゃくちゃ近いわけではないんですけども、夜間中学もそこに入れていただければ、通うことは可能じゃないかなというふうに思います。私がさっき述べ

ました、例えば義務教育を終えないまま大人になった人たちというのは、必ずしも外国籍の人だけではないと思うんです。形式卒業した方たちが、卒業証書はあるにしても、やっぱり学びの空白期間というのが社会に出たときに、きっと自分は今ちょっと学ばなきゃいけないと思ってもなかなか大人になってから学ぶ場というのは難しいと思います。通信制があるとはいえ、経済的な理由で通えない方というのもいらっしゃいますので、仕事をしながら勉強できるという夜間中学というところは、基礎教育で公が保障する学びの場というところという、やっぱりぜひ設置したいなというふうに思っていますし、そういう高等学校の空き教室を活用するというのは、県立でつくっていただけるんなら、何となくしっくりくるかなというふうに思っています。

○参考人（瀬野佳世子君） 実は昨日、美濃加茂市のほうで聞き取りをしていただきまして、その前に教育委員会の方々と議員の方々が話合いを持たれて、美濃加茂市の教育委員会のほうは空いている場所がないって言われていましたって言われたんですけども、それは県が進めていっていただける県立であれば、岐阜県にお住まいの方だったらいろんな市から、どんな条件の方でも通えるという点から考えると、やっぱりすごい交通の便が悪いとかそういうところじゃなくて、空き教室として使えるような施設があれば、そういうところから出発してでもやっぱり進めていっていただけたほうがいいかなと思うんです。

今夜間中学という、15歳で卒業された方を対象にみたいなふうに言われているんですけども、三重県立みえ四葉ヶ咲中学校というところでは、学びの多様化学校コースを併設されて、実際、今中学生とかで学校に行けていない子供さんも通えるようなことも盛り込んだ内容で県に申入れしていただくような方向で機能を考えるという話にもなっているんです。

だから、できれば卒業した方とか高齢者、外国籍の方もなんですけど、実際昼間の学校に通えない中学生の方も、やっぱり夜間中学というのは一人一人に寄り添う、そういう学びの形を取っていくというのが理想的かなというふうに言われているので、やっぱりそういう方たちも受け入れてもらえるような、学びの場としての県立中学を求めたいと思っています。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

他に質疑はございますか。

○委員（富田牧子君） ここでそちらにお聞きするというのもちょっと筋が違うかも分かりませんが、今度、岐阜市と大垣市で体験会を3日ずつやるということで、その結果というのはどれほど県のほうで決定するのに重要性を持つというか、体験会にもしもこの地域からは誰も行かなかつたら、要望がないのかと思われたりもすることもあるじゃないですか。だから、それだけで決められるととても困るということが私はあると思うんですよね。

だから、大垣市や岐阜市で行きやすい方は行けるけど、ほかの地域で要望はすごく思っても行けないという方もあると、それってどんなふうに体験会って県のほうは位置づけていらっしゃるのかなというふうに思うんです。

○委員長（川合敏己君） もし情報があれば、瀬野さんお願いします。

○参考人（瀬野佳世子君） 内容についてはまだ私たちも把握していないんですけど、やはり

こちらの地域からもできるだけその日を空けて、事前に申し込むようにしているんですけども、全国のほうは結構スライドとか映像とかで記録があるので様子が分かるんですけど、岐阜県がどういうことをされるかということは、やっぱり私たちの目で見てきて、それで必要とあればほかの地域でもということをお願いしていかないといけないかなど。何も分からない状態で進めることができないので、私たちもそういうふうには考えています。

○参考人（各務真弓君） 実際を言うと、申込方法がQRコードから申し込むことになっているんですね。結構それって、例えば高齢でもやれる方はやれると思うんですけど、申込みの仕方としてはハードルが高くて、もしかしたら私も実際に行く人がいないかもしれないという不安は持っています。一応勧めてはいますけど、実際にQRコードから申込みをするかという、やっぱり一緒にやらないと難しいんだろうなというのは思っていますので、その辺りもまた県の教育委員会に、別の形で、近い地域でやっていただけないだろうかという話はしたこともありますし、ぜひ5圏域で開設を予定されているのであれば、順番に体験会をやっていただきたいなと思っています。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

他に質疑はございますか。

○委員（林 則夫君） どうも御苦労さんです。

15の春を泣かせるなという言葉をお聞きになったことあるかと思います。あれはマスコミでは京都府の知事の蜷川が言ったことになっておるんですが、実はあれは僕の言葉なんです。昭和50年代に人口急増で、中学生が高校へなかなか進学できない時期がありましたね。そのときに僕がPTAの連合会長をやっておったものですから、何とか可茂地区に、可児高等学校の後にもう一校高校をつくらうということで立ち上げてまして、可児市で2万2,000人の署名をいただきまして、それでいろいろやってみたんですけども、そのときに私は請願という形は取らなかったんです。その時、私、議員ではあったんですが、それで何とかしないと子供たちがかわいそうだということで、県へ直談判しまして、知事に直談判したんです。そしていろいろやったんですが、なかなか可児高等学校ができた後に難しいというようなことがあったものですから、だったら可児高等学校の分校を大森に1校つくれということをやったんですね。そうしたら、いろいろ検討はしてくれましたけれども、なかなかこれは難しかったものですから、しからばどうしようかということで、子供は発育を待ってくれませんね、成長を待ってくれませんねということで、最後の最後に私立高校でどうかというようなお話が知事からあったものですから、じゃあ今まで県立高校一本でみんなで運動してきたのに、今さら私立高校といたってそれはいかんぞということで、何度も何度も理事会を繰り返しましてね。最終的には子供の成長は待ってくれないということで、私立高校で受け入れたのが現在の帝京大学可児高等学校なんです。

そういうことで、なかなか学校を立ち上げるというのは大変なことだと思います。これからも頑張っていたきたいと思いますが、そうした下地を十分につくった上でやっていかないと大変だと思いますよ。もう教育長とけんかするぐらいの気持ちでやらんとできんと思

ますよ。

それから、不登校不登校って一口に言いますが、学校へ行けない子と行かない子、これをきちんと区別しないと、なかなか話が進まんと思うんです。学校へ行かない子、昼間行かない子は、夜の学校だったら行くかといったら、この保証は何にもないんですね。行けない子でしたら、いろんな手当での仕方があると思うんですが、その辺のことも十分研究されて、今後また改めて、要するにふんどしを引き締めて運動をされていければ、必ず実現はできると思いますので、頑張ってくださいと思います。私からは以上です。

○委員長（川合敏己君） 他に質疑等ございましたらお願いします。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、参考人に対しての質疑をこれにて終了いたします。ありがとうございました。

それでは、参考人のお二方は御退席いただいて結構でございます。本日は貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前9時35分

再開 午前9時37分

○委員長（川合敏己君） 会議を再開いたします。

可児市議会では、先例により請願の一部採択または趣旨採択はしないこととしております。

可児市議会基本条例第12条に規定する自由討議を行いたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、これより自由討議を開始いたします。

発言のある方は、挙手をしてマイクのスイッチを押してから、委員長の指示に従って発言をお願いいたします。

○委員（富田牧子君） 先ほどいろいろ説明もいただきまして、もう岐阜県にこの夜間中学校ができるということは、ほぼ方向としてであると。

ただ、今、体験校が大垣市と岐阜市でやられるということで、この地域ではないということで、いささかのちょっと不安を覚えるものですが、ぜひこの地域にという望む声があるわけですから、この請願をぜひ皆さんで後押しをして、この地域に県立の夜間中学校を設置してほしいと県にきちんと行っていくべきだと私は思います。

○委員長（川合敏己君） 他に意見はございますか。

○委員（酒向さやか君） 外国籍のお子さんたち、お父さん、お母さんは日本で先に働かれています。呼び寄せて、母国で義務教育相当課程を修了しないまま来てしまって、結果高校進学ができないという状況の子もいるというお話でしたので、そういった意味で教育を受ける場

というのを奪われてしまった子たちがいることも考えると、この請願を後押しする形でこの地域に夜間中学が設置されたら、そういった子たちの教育の場の保障というものも達成されてくるかなと思いますので、応援していきたいというのが感想です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

日本人だけでなく、外国籍の方が集住するこの地域ですので、先ほどの各務さんの説明にもありました。

ほかに御意見ございますか。何でも忌憚のない御意見を。

○委員（田口豊和君） 僕、可児駅の近くに住んでいるので、可児駅だけを見ていると、やっぱり外国籍の人がたむろしていたりとか、そういう場面をちょくちょく見たんですが、そういう子たちの居場所をつくるという意味で、この請願、夜間中学がすごい必要だなと思うんですが、さっき酒向委員が指摘された、岐阜県議会で12月定例会で設置を明言と書いてあるのが、この表現はこれでいいのかなと思って、そこだけ疑問に思っちゃいました。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

請願の趣旨の中にはそのような形で書かれているんですけど、先ほど酒向委員の質疑の中で、説明を参考人のほうからいただいておりますので、理由のほうはそうようになっております。酌量の余地があるかなというふうに私は理解しましたがけれども、ほかに意見はございますか。

○副委員長（渡辺仁美君） 私も説明を受けて必要性を感じましたので、紹介議員でもありますし、ぜひこれは全会一致で採択に向けて教育福祉委員会の総意となることを期待します。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

自由討議ですので、忌憚のない御意見、ほかにあれば。なければ時間も限られておりますので、自由討議をこの程度にしたいと思いますがよろしいですか。

それでは自由討議をこれにて終了させていただきます。よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、これより討論を行いたいと思います。

請願第2号 この地域に「県立夜間中学」設置を求める請願書に対しての討論のある方は発言をお願いいたします。

○委員（富田牧子君） 私は賛成の立場で討論をしたいと思います。

今回、私は紹介議員にはならせられていませんでしたが、多くの会派の皆さんが紹介議員になっていただいて、やはり皆さん、県立の夜間中学をこの地域にという思いから賛成していただいているんだというふうに思いますので、多くの紹介議員も見えますので、皆さんの意見も酌んで、ぜひ請願を採択していただきたいというふうに思います。

○委員長（川合敏己君） 他に討論はございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了いたします。

これより請願第2号 この地域に「県立夜間中学」設置を求める請願書を採決いたします。

挙手により採決をいたします。

請願第2号を採択する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、請願第2号については採択すべきものと決定をいたしました。

この請願は、岐阜県知事及び岐阜県教育委員会教育長への意見書提出を求めるものでございますので、そのため意見書（案）を作成する必要があるとまいります。この委員会の中で意見書（案）を作成したいと思います。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前9時44分

再開 午前10時12分

○委員長（川合敏己君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

意見書案について、どなたか原案がある方はいらっしゃいますか。

酒向委員、それでは、その意見書案を読み上げていただけますか。全文をお願いいたします。

○委員（酒向さやか君） では、読み上げます。

令和7年6月、岐阜県知事、岐阜県可児市議会議長 澤野伸。

この地域に「県立の夜間中学」設置を求める意見書。

意見書の趣旨。

2016年に成立、2017年に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）」の第4章においては、「夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等」について規定されており、第14条では、「地方公共団体は、学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望するものが多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする」としている。2023年には夜間中学の設置・充実について、「義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、教育機会確保法等に基づき、すべての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進すること」を盛り込んだ教育振興基本計画が閣議決定されている。

不登校児童生徒数は2022年度全国で29万9,048人、岐阜県では5,255人。2023年度には全国で34万6,482人、岐阜県では5,741人と、毎年増加している。

また、2020年の国勢調査によると、岐阜県内の義務教育未修了者数は1万7,475人、そのうち可児市では730人となっている。

岐阜県教育委員会は、2024年12月の県議会において「夜間中学に向けた具体的な検討を進

めていく」としており、「夜間中学」新設に向けた体験会を順次開催する予定となっている。県立の夜間中学は授業料無償であり、不登校生や不登校の経験を持つ形式的卒業者、年齢的に地元の中学で受け入れてもらえない過年度生、学習支援が必要な外国籍の生徒など、年齢を問わずに学ぶことができる居場所として機能すると考える。

よって、可児市議会は岐阜県知事に対して、憲法第26条および教育機会確保法に基づき、以下の項目を実施することを求める。

意見項目。

1. 可児・美濃加茂・加茂郡・可児郡御嵩町の地域に、「県立の夜間中学校」の設置を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

委員の皆さん、今の酒向委員の案でよろしいですか。

[挙手する者なし]

それでは、この意見書案を提出することで御異議なしと認めます。

それでは、この意見書につきましては、発委という形で最終日に本会議に提出をさせていただきます。

なお、てにをは等の簡易な修正、訂正が必要になった場合は、委員長、副委員長のほうで訂正をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で本委員会に請願されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。本日審査いたしました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

ここで10時30分まで休憩といたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時26分

○委員長（川合敏己君） それでは、会議を再開いたします。

次に、2. 委員会質疑に移ります。

まず、3ページ、(1)校内教育支援センターについてを議題といたします。

質問者の富田牧子委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（富田牧子君） この間、この委員会ではいろいろ本当に視察に行ったりしてきましたが、新年度になりましたので、新たに校内教育支援センターが増えたのかどうかとか、そういうことを知りたいなと思って私が出したんですけど、新年度が始まり、新たに校内教育支援センターを開設した中学校の様子はどうでしょうか。

また、専任の教員が配置をされているのか。そして、センターに対する支援の体制はどう

なっているのか、お伺いをします。

○委員長（川合敏己君） この件に関して執行部の説明を求めます。

○学校教育課長（木村正男君） お願いします。

質問にお答えします。

蘇南中学校及び中部中学校において、令和6年度に試行運用し、令和7年度は新規設置した校内教育支援センターは、教室での過ごしにくさを感じる生徒たちが自身のニーズに合った学習や生活の支援を受けられる場となっています。また、生徒が心を落ち着かせたり、支援員と生徒や保護者とが懇談したりするなど、個別の対応にも利用されています。さらに、生徒の状況を把握し、その適切な支援を検討するための最初の見立ての場としても機能しています。

本年度、蘇南中学校では今現在23名が利用しています。中部中学校では8名が利用しており、15名が利用を検討しているところです。校内教育支援センターを利用する生徒たちは、自分で学習内容を決めて取り組むほか、読書に親しんだり、タブレットを活用して学びを深めたりして過ごしています。

蘇南中学校、中部中学校の両校では、それぞれ市費の支援員を専属で1名配置しています。その常駐する支援員が、生徒との面談やそこで過ごす生徒の見届けを行っています。常駐しているため、午前中のみ利用して下校する生徒や、午後から登校して利用する生徒にも柔軟に対応することが可能になっています。さらに、生徒一人一人の状況をきめ細かく把握できるため、効果的な支援方法を検討しやすくなっています。例えば空いた時間を使って生徒の様子を記録用紙にまとめ、それを基に管理職、学年主任、担任といった関係職員と情報共有を図っています。このことにより、関係職員が共通理解の下、今後の支援に役立てています。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

○委員（富田牧子君） ありがとうございます。

蘇南中学校が23名で、中部学校が8名で、まだ利用を検討している人が15名いるということで、校内の校内教育支援センターを開設すると、やはり子供たちが来てくれるということのはっきりしているんじゃないかと思うんですね。

それで、あと3校ですね。そこら辺のところはどうなっているのか、そこにはあんまりニーズがないのか、どうなんですか。

○学校教育課長（木村正男君） 今お話があったように、他の小・中学校からも同様の機能の必要性についての声が届いていることは認識しています。

まず蘇南中学校、中部中学校において、実践の成果と課題を詳細に検証し、その結果を踏まえて今後の展開に向けた具体的な計画、それに伴う財源、人材の確保といった課題について検討を進めていっております。以上です。

○委員（富田牧子君） 財源ということで、市費で1名の常駐の方を雇用しているということなんですが、1校当たりどれぐらいかかるわけですか。

○学校教育課長（木村正男君） 今、急に詳細まで述べられませんが、市費ですので、県費ほどはかかってはいないと聞いております。

○委員（富田牧子君） 先ほど常駐の方が1人ということで、その応援の部分はどうなっていますか。

○学校教育課長（木村正男君） 今現在、中学校の話でいきますと、空いている職員が校内教育支援センターを見に行き、場合によっては学習の補助をしたりとか手伝っているシステムをつくっているとは聞いております。以上です。

○委員長（川合敏己君） 空いている先生というのは、どういう先生ですか。

○学校教育課長（木村正男君） 中学校ですので、教科担任制をしています。教科を教えて、各授業に行っていない先生方が職員室にいますので、空いているというか授業に行っていない先生が校内教育支援センターを回るというシステムのことで。以上です。

○委員長（川合敏己君） 分かりました。

○委員（富田牧子君） 先ほど、小学校のほうからも要望があるというようなお話がありましたよね。だけど、小学校ですと空いている先生ってほとんどいないんで、なかなかこれは大変で、それがいいかどうか分かりませんが、外部からボランティアでというようなところもありますよね。そこら辺についてはどのようにお考えですか。

○学校教育課長（木村正男君） ここにつきましては、市費を使うということではないので各学校独自の動きになりますが、例えばコミュニティ・スクールで呼びかけをして、支援をしていただくということを考えているというのは聞いておりますが、もう毎日、毎時間というわけにはいかずということがありますので、限界もあるのかなと思っております。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

他に質疑はございますか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、この件に関しては発言もないようですので終了いたします。

次に、3ページを御覧ください。

(2)キッズクラブ指導員は増員できたかを議題とします。

質問者の富田牧子委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（富田牧子君） 昨年、今渡北小学校、今渡南小学校の大規模キッズクラブを訪問いたしました。

なかなか指導員が足らずに大変だったというのがその印象だったんですけど、そうしたら新年度は指導員の増員ができたようなことをお聞きしておりますので、各キッズクラブの児童数と指導員数も教えていただければと思います。

○保育課長（可児浩之君） お答えします。

資料の6ページを御覧ください。

各キッズクラブの指導員数と、それから児童数の資料を提出させていただいております。

まず、キッズクラブの指導員数でございますけれども、令和7年4月1日現在の指導員数

は110人ということで、令和6年4月1日の104人から6人ほど増員してございます。

先ほど富田委員からお話のありました今渡北小学校と今渡南小学校でございますけれども、今渡北小学校については6人実際昨年採用したんですけれども、年度末に6人辞められたんで、結局4月1日で比較しますと増員としてはゼロに、今渡南小については4人増員という状況になってございます。

なお、最新の指導員数としては、表の一番右にございますけれども、令和7年6月10日現在120人ということになっておりまして、今渡北小学校についても2名増員という状況になってございます。

次に、資料の中段から下のキッズクラブの児童数でございます。

令和7年4月1日現在の利用児童数は、通年と長期合わせまして1,363人でございます。これは令和6年4月1日の1,367人からほぼ横ばいの状況ということでございます。

これに待機児童を含めました数を見てまいりますと、令和7年4月1日現在の待機児童を含めた児童数は1,482人に対しまして、令和6年4月1日現在の人数は1,454人で行ったので、28人ほど待機が増加しているというような状況でございます。やはりここ数年もそうですが、利用者のニーズは増加傾向が続いておるという状況でございます。

年度当初、4月1日はどうしても申込み児童が多いものですから、高学年を中心に一定の待機児童が発生しておりますけれども、例年は夏休みが終わりますと徐々に待機児童が解消していくというような状況になってございますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

質疑はありますか。

○委員（富田牧子君） 待機児童ですけど、どこら辺で発生しているんですか。

○保育課長（可児浩之君） 多いのは広見小学校、それから今渡南小学校、それから今渡北小学校、こういったところで待機児童が多い状況になってございます。

○委員長（川合敏己君） ちょっとすみません、学年は高学年ですか、低学年ですか。

○保育課長（可児浩之君） 基本的には低学年の方から優先的にお入れしておりますので、結局残るのはやっぱり高学年を中心に待機児童が残っておるという状況でございます。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

他にございますか。

〔挙手する者なし〕

では、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続きまして、4ページ、(3)不登校の「未然防止」を重視した学校づくりについてを議題とします。

質問者の酒向さやか委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（酒向さやか君） お願いします。

不登校の未然防止を重視した学校づくりについて。

本市における不登校対策は、これまで段階的に整備されてきて、スマイリングルームの拡充や校内教育支援センターの開設などによって強化されています。学校に行けなくなってしまったからのいわゆる事後対応については手厚い支援がなされており、関係各所の御尽力に感謝申し上げます。

しかし、不登校の児童・生徒数は全国的に増加の一途をたどっています。これまでの学校の在り方そのものを見直す時期に来ているのではないかと私は感じています。

質問を3つお願いします。

1つ目、不登校対策について、従来の事後対応型から予防型へ転換する時期に来ていると感じますが、教育委員会としての見解はどうでしょうか。

2つ目、子供自身がどうありたいかを酌み取る機会や仕組みは構築されているか。また、子供の思いを学校づくりにどのように反映させていくか。

3つ目、子供一人一人の多様性を尊重する教育環境の整備のために、教育委員会が果たすべき役割についてどうお考えでしょうか。お願いします。

○委員長（川合敏己君） この件に関して執行部の説明を求めます。

○学校教育課長（木村正男君） では、順番に説明させていただきます。

まず質問1につきまして、不登校対策については以前から本市においても事後対応型と予防型の双方向を大切に進めております。

予防型の取組としましては、まず魅力ある学校づくりです。各校が「笑顔の“もと”」を育む特色ある教育活動に取り組んでいます。毎年行われている笑顔の学校講評会を通じて学校経営や具体的な教育実践について交流し、深く考えることで子供たちが安心して学べる環境づくりに努めております。

次に、子供一人一人の悩みや困り感を早期に発見するために、以前から心のアンケートやQ-U検査を活用し、担任が個別に懇談を行っています。一人一人の声に耳を傾け、必要な支援へとつなげています。さらに、対人関係をつなぐスキルの弱さが原因で不応適や対人トラブルが起きることを防ぐために、良好な人間関係づくりに必要なスキルを身につけるためのトレーニングとして、「笑顔の“もと”」プログラムを推進しています。また、幼稚園・保育園から小学校、小学校から中学校へ移行するときに、安心して学校生活が過ごせるように、そういった連携も強化しています。

近年、特に小学校1年生の不登校発生率が増加傾向にあります。そのため、小学校への接続に向けた幼保小架け橋プログラムを全ての小学校で取り組むよう進めています。子供たちの実態や支援に関わる情報共有や引継ぎを行い、不応適の未然防止に努めております。

続いて、質問2につきまして、子供自身がどうありたいかという思いを酌み取るために、心のアンケート、そして全国学力・学習状況調査の中の質問肢を活用しています。これらの調査で、子供たちの学校や学習に対する思い、生活習慣の状況を把握しています。また、日常の会話や定期的な懇談、日記などからも子供たちの思いを酌み取るようにしています。こ

のように把握した内容は、学年ごとの会議、学校の中での専門委員会などで取り上げて検討しています。今後、さらに子供の思いが学校づくりに反映されるように機会と仕組みの充実を図ってまいります。

質問3につきまして、まず1つ目は、子供一人一人の多様性を尊重する教育環境を整えるために、学校現場の授業改善を推進しています。具体的には、子供たちが授業の中で自分と異なる考えにも耳を傾け、話し合いを通じて互いの価値を認め合う力を育むための指導方法を学ぶ研修の機会を設けたり、授業改善サポートチームをつくり、実践や交流を行ったりしています。また、ICTの活用により個の実態に応じた学びの環境を整備することも進めています。

2つ目は、多様な子供たちの困り感に対応できるように、予算や人材配置の面からもサポートしています。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さらに理学療法士や作業療法士といった専門家の協力を得て、一人一人の困り感に寄り添った支援ができるように努めております。

教育委員会として、これらの取組が効果的に機能するよう今後も各校の状況を把握し、見届けていきたいと思っております。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

質疑はございますか。

○委員（酒向さやか君） ありがとうございます。

心のアンケートとかQ-Uテストをやられているということを伺ってしまして、子供たちも正直に答えていると思うんですけども、例えば授業中の先生の発言によって教科が嫌いになってしまうとかということをよく耳にするんですね。子供と直接、我が子とだけではなくて、ほかの子供の友達とかいろんな子から話を聞いていると、例えば算数の授業中に、何で分からないのとか、それぐらいできないでどうするのみたいなことを言われることもあるそうで、そういった声のかけ方は先生としてどうなのかなと親の立場としては思うんですけども、子供がそれを例えば担任の先生に訴えたとして、授業中にそんな悪態をつくんじゃないと、そういう対応が多かったそうなんです。そういう子供から見た先生の評価というのは、学校側のほうにちゃんと伝わっているのかなという、子供たちは結局そういうところからこの教科は嫌い、この教科は好きという、割とそう分かれてしまうことが小学生ではよくあることだと思うので、そこら辺は学校側で、要は校長先生、教頭先生が把握はされていらっしゃるのかなと思って、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○学校教育課長（木村正男君） 完全にキャッチするかというのはちょっと分かりませんが、少なくとも心の調査、アンケート調査とかQ-U調査というのは、学級担任だけで終わることなく学年で検討したり、その結果を全校で把握するよという仕組みはつくっておりますので、子供たちの意見が担任で止まるということはないように努めておるつもりです。以上です。

○委員（酒向さやか君） アンケートの中で、そういう先生とのやり取りがあったとかという

ことは子供からは出てきているんですかね、要は算数の先生にちょっときつい言い方をされたとか。

というのは、算数が得意とかまあまあできる子たちと、ちょっと苦手意識がある子たちで学級を分けてやっているというところもあるんですね。少人数学級でそっちの教室に行って、別の先生がついて算数を教えるというやり方をしている学校もあるそうで、その先生に何でこんなのも分かんないのみたいなことを言われたそうなんです。分からないから少人数に来ているのに、何で分からないのと言われても、じゃあ教え方が悪いんでしょうと、もう高学年にもなってくると子供たちはそういう言い方をするので、そういうところを聞き取るようなアンケートの内容になっていて、そういう声子供から上がっているという実態、事実というのはいないですか。

○学校教育課長（木村正男君） 細かな内容にまでお答えは、ちょっと今できないかもしれませんが、少なくとも教科でいろいろ学んでいることについて、思ったことは吸い上げられるように、学級担任はなるべく会話したりとか、日記があったりとか、日常の会話でとか、吸い上げたりとかいうことはしていますので、いろんなところから声が出せるようには仕組みをつくっているつもりです。

○委員長（川合敏己君） 他に質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続きまして5ページです。

(4)学校給食費の無償化についてを議題とします。

質問者の田口豊和委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（田口豊和君） 学校給食の無償化についてお伺いします。

学校給食の無償化について、国政レベルでは自由民主党と公明党の与党と日本維新の会との間で2026年4月から小学校の給食費を無償化するという方針で合意が交わされたと報道されています。また、今年の4月に成立した国の予算には、その実現に向けた経費も盛り込まれているとのこととです。

このような国の動向を踏まえ、可児市としての対応を確認させていただきます。

1番、可児市の公式ホームページには、まだ明確な案内が見当たりませんでした。2026年の4月から市内小学校において給食費無償化が実施される予定であるという理解でよろしいでしょうか。

2. いささか市の予算への影響も気になりますが、同じく義務教育である中学校について、小学校を優先しつつ可能な限り速やかな拡充を目指すとの方針も報道されていましたが、可児市としては中学校給食費の無償化に向けてどのような検討や準備が進められているのでしょうか、お伺いいたします。よろしく申し上げます。

○委員長（川合敏己君） この件に関して執行部の説明を求めます。

○学校給食センター所長（後藤道広君） 説明させていただきます。

委員がおっしゃるように、国は令和5年6月に閣議決定されましたことも未来戦略方針において、学校給食費の無償化の実現に向けて小・中学校の給食実施状況の違いや法制面等を含め、課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討するとし、また、先般できる限り早期の制度化を目指したいとの総理の国会答弁や、その後の政党間の合意において、まずは小学校を念頭に、地方の実情を踏まえ、令和8年度に学校給食の無償化を実現することが表明されたところです。

ただし、その後につきましては、給食費無償化に係る制度化に向けた具体的な内容について文部科学省から何も発表されていないことから、今後の動向に注視しているところであります。市内の小学校におけます給食費の無償化につきましては、現時点では未定の状態となっております。

あわせて、②の御質問の内容となりますが、その先の中学校への給食費の無償化の拡大につきましても、国の動向に注意しておるところであります。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

他に質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

では、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続きまして5ページ、(5)給食のオーガニック材料についてを議題とします。

質問者の田口豊和委員、よろしくお願ひいたします。

○委員（田口豊和君） 以前の一般質問でも触れたように、私は一保護者として現在の学校給食の制度に深く感謝をしています。子供が栄養バランスの取れた食事を日々取ることができ、保護者としての安心感にもつながっております。

その一方で、給食がより安心・安全で持続可能なものになることを願っています。

全国有機農業推進協議会では、2030年までに学校給食の30%をオーガニックにという提言を行っており、国もみどりの食料システム戦略に基づき、2050年に向けて有機農業の拡大を目指しています。これは、将来世代への投資という観点でも重要なことだと考えます。

については、可児市における学校給食のオーガニック化の現状と今後の方向性について、以下の点についてお伺ひします。

1. 現在の進捗状況と可児市における具体的な取組は。
2. オーガニック食材の使用実績あるいは導入実験等はあるか。
3. 課題となっている点（予算や調達、施設等）は何か。
4. 地元の有機農家との連携協議は行われているか。
5. 他市の先進事例の把握や導入可能性の検討は進んでいるか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○委員長（川合敏己君） この件に関して執行部の説明を求めます。

○学校給食センター所長（後藤道広君） 説明させていただきます。

1 番の質問につきましてですけれども、学校給食でのオーガニック食材の利用につきまし

ては以前一般質問で回答させていただきましたとおりで、状況に今のところ変化はございません。限られた時間の中で調理を行うため、食材の大きさや形がそろっていることや約8,600食分の材料が安定して確保できること、給食費内に収めるために安価であることなどの条件がございますが、それに見合うものであれば総合的に判断し、選定していく所存である旨をお答えしております。

その中でも物価高騰が続いておりまして、昨年度に増して上昇している状況にあります。現在の学校給食センターの食材価格の状況を申し上げますと、麦御飯やパン、麺、学校給食の主食の単価は、昨年度に比べますと平均で1割ほど上昇しております、特に御飯につきましては3割から4割増しになっている状況であります。今月使用しますニンジンや大根、白菜等の野菜8品目につきましては、昨年度同月と比べまして平均で2割ほど上昇しております。調味料や加工品などの年間を通じて契約する物資につきましても、120のうち50品目が値上がりしている状況です。物価高騰分として食材費の予算確保は行っておりますが、よい食材を選択していく中でも価格はできる限り抑えていく必要がございます。高価格帯で取引されるオーガニック食材の利用につきましては、難しいのが現状であります。

2番の御質問で、オーガニック食材の使用実績はあるかということですがけれども、それにつきましては、今のところございません。

3番の課題となっている点ということですがけれども、4番の地元有機農家との連携協議は行われているかと併せてお答えさせていただきます。

多種多様な食材を大量に使用する学校給食で、流通量が少ないオーガニック食材を利用することにつきましては、食材の安定供給や価格などの面で多くの課題がございます。可児市の現状としましては、食材の取扱いに当たり、大きさや形の指定、数量の確保、納品手順の対応などの条件がございます。それから、給食費内に収めるため価格が安価に抑えられていること。市の給食物資納入業者の中に有機農産物の取扱いがないことなどがございます。

また、4の御質問にも関連しますけれども、市内で大規模に有機農業を行ってみえる農家がないこともありまして、多くの先行事例で見られますような有機農産物の消費に係る地元農家との連携した取組というのは今のところできておりません。これらの状況を踏まえながら、国、県、他市町及び市場の動向などを注視しつつ、引き続き研究してまいりたいと思います。

5番の質問の他市の先進事例の把握や導入の可能性はということですがけれども、白川町や飛騨市のようにオーガニックビレッジになっているような先進事例は伺っております、地産地消を含めまして理想的であると考えますけれども、現在の可児市の農業や給食の事情を踏まえますと、すぐに導入することは難しいと考えています。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

質疑はよろしいですか。

○委員（田口豊和君） はい。

○委員長（川合敏己君） じゃあ、他の方で質疑、今の件で。

○副委員長（渡辺仁美君） すみません、オーガニック給食導入を求める一般質問は、私もかつてさせていただいております。

やはり実情は、よく私もつぶさに給食センターに行ったりして拝見しておりますので、8,000食への全ての導入は本当に困難であるというのが現状ということも分かります。

ただ、ここであえて田口委員の御質疑に添えて、ここでもしできましたらですけれども、検討されていくと言われた中に、例えば月に1回とか、季節に1回とか、オーガニック給食の日なるものをつくられると、啓発の意味も含めてこういう食の安全ということにも啓発できるので、そういったことから無理のないところから計画性を持って野菜を収集するとか、そんな形でやっていただければいいかなと。皮むき器に入れることの困難から始まるというのもよく分かりますけれども、そういった意味での業者との関連もつけながら、ぜひほんのスタートアップもやっていただけたらなど、こんなふうに思っております。以上です。

質問ではないです。もしお答えがあればありがたいですけど。

○委員長（川合敏己君） 何かこの件について答弁ありますか。

○学校給食センター所長（後藤道広君） いいえ。

○委員長（川合敏己君） よろしいですね。

それでは、ほかに質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

では、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

それでは、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時02分

○委員長（川合敏己君） 会議を再開いたします。

次に、報告事項(1)第3期可児市老人福祉センター指定管理者の募集についてを議題とします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） それでは、資料7ページの第3期可児市老人福祉センター指定管理者の募集についてを御覧ください。

今回、指定管理者の募集のものを6月議会の教育福祉委員会のほうに報告案件として上げさせてもらいました。

経緯としましては、これは新規の指定管理の募集ではないんですけれども、今回、後ほど説明させていただきましますけど福寿苑とやすらぎ館につきまして、一部の建物の取壊しと使用廃止というものもありますので、この6月議会の委員会に先行して報告させていただくということになりましたので、まずそれを御了解の上で説明させていただきます。

それでは、まず資料のほうに沿いますけれども、今回、対象施設としましては老人福祉セ

ンター3施設、福寿苑と可児川苑、やすらぎ館の指定管理の更新になります。

指定管理期間としましては、2にありますとおり、来年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となっております。

指定管理料としましては、3のところに書いてありますが、福寿苑が年間限度額が2,410万円で5年間の限度額が1億2,050万円という計算になっております。可児川苑につきましては年間限度額3,510万円、5年間の限度額が1億7,550万円。やすらぎ館につきましては、年間限度額が1,540万円で、5年間の限度額が7,700万円となっております。

いずれも現在の指定管理料から増になっておりますが、その主な要因としましては人件費です、最低賃金の上昇に伴う人件費の増加分が主な増加要因となってきております。

続きまして4のところ、一部施設の除外についてということで、まず福寿苑ですけれども、福寿苑はまず本館と旧デイサービスセンター棟の2つの建物を活用して現在行っております。このうち旧デイサービスセンター棟につきましては、メインエアコンがもう5年以上前から故障してありまして、外壁も改修が必要な状態となっております。改修費用が高額となるエアコン工事が2,800万円、外壁工事が3,400万円程度となることから、改修費用をかけてまで存続させない方針が公共施設等マネジメント推進会議において示されております。これは、前回の第2期の老人福祉センターの更新の際にも、旧デイサービスセンター棟につきましては費用をかけてまでの改修はしていかないというようなおおむねの方向性は決まっております。

3点目ですけれども、旧デイサービスセンター棟につきましては利用頻度が週一、二回程度であることと、指定管理の対象施設から外した上で、今後、指定管理者の更新手続を進めると。旧デイサービスセンター棟につきましては、多用途への転換や施設の取壊しを含め、今後検討を進めるということになっております。

建物の配置としましては、10ページのところに施設の配置図をつけさせていただいております。

こちらを見ていただきますと、それぞれ本館と旧デイサービスセンター棟は別の建物、2つの建物になっていまして、それが隣接して建っているということになっております。このうち今回は旧デイサービスセンター棟が傷んできておるといふこともありまして、この部分についても老人福祉センターの指定管理の区域から外して、本館のみで老人福祉センターとして行っていくというものになっております。現状、5年前からエアコン等も壊れておりましたので、ほぼほぼ先ほど言ったように活用はしていませんでした。夏はとても暑くてできませんし、冬も寒いということでありましたので、ホールのところの一部季節のいい時期には講座とかそういったことはやっておりましたが、ほとんど使用的にはしていませんという部分であります。

ちなみに、ここは指定の福祉避難所にもなっておりますけど、そもそも福祉避難所の対象エリアにはこの旧デイサービスセンター棟は入れていません。ですので、ここにおける避難者の計算も、そもそもうちの地域福祉計画、地域防災計画にもこのエリアは除いて書いて

ていたものですから、その部分についても全く影響がないというものになっております。

では、続いて、また7ページのほうに戻っていただければと思います。

7ページですけれども、②のやすらぎ館のところですが、やすらぎ館は既存施設のところに増築した建物がくっついたものを一体的に活用しているということになります。既存施設の部分は安定地盤まで基礎くいが打ち込まれておりますが、増築した部分においてはくいが打ち込まれておらず、いわゆる地面の上にぽんと置いてあるような構造で増築されていたというような施工になっております。令和6年12月にやすらぎ館敷地内の土砂流出に起因して増築部分に建物の沈下が発生しております、これにつきましては12月のときにお話しさせていただいておりますが、そういったことがありまして以降、増築部建物について使用禁止として今日に至っております。土砂流出の要因は、擁壁破損と推定しております。擁壁の間に隙間が生じておりまして、そこから土砂が漏れていっているんじゃないかというような推定となっております。

増築部分の沈下対策及び改修工事には多額の費用を要することから、増築部分の解体撤去、盛土流出防止のための擁壁修繕を行う上で、指定管理者更新においては増築部分を除いた既存施設部分のみで手続を進めるということになっております。

こちらについても、資料の11ページのほうに図面をつけさせていただいております。

11ページを見ていただきますと、増築部分は色をつけさせていただいておりますが、相談室と多目的ルームという部分になっております。こちらの部分が本館が建てられた後に増築されていた部分で、この部分の基礎がきちりと施工されておらなかったのが地盤沈下に伴って土砂の流出によって傾いてきているということです。本館のほうは安定地盤、地下の固い地盤のところまでくいが打ち込まれておりますので、たとえ土砂が流出したとしてもここが沈むことはないんですけれども、いかんせん増築部分についてはぽんと置いてあるだけなので、どうしても下の地面が抜けていくと耐えられなくてということでしたので、この部分につきましては取り壊して、本館部分は頑丈な建物になっておりますので、擁壁修繕と取壊しを行った上で本館部分のみで指定管理の更新のほうにかけていきたいかと思っております。

それでは、また資料、今度は8ページに戻っていただければと思います。

3番の可児川苑ですけれども、可児川苑につきましては特に施設を取り壊すとかないんですけれども、昨年度から旧デイサービスセンターエリアをスマイリングルームとして活用しておりますので、令和8年度以降もスマイリングルームとしての活用を継続していくということで、指定管理者の講習においてスマイリングルームも対象施設に含めて事業者公募を行うということになっております。

これは図面は9ページのほうに載せてありますけれども、色のついている部分が旧のデイサービスセンターの部分で、そこがスマイリングルームのエリアとしても活用されているところです。どうしてもここはじゅうたんとかいろいろなものの清掃とかというものもありますので、分割で出すよりも今現状、ここについては貸館という位置づけでスマイリングルームを開設している手前、指定管理者のほうの管理エリアという中で、このじゅうたん等の

清掃とかというものも含めてやっていくという形で考えて更新を行っていくという方針になっております。

今回この部分において、今まで、スマイリングルームができるまで老人福祉センターとして使ってはあったんですけども、スマイリングルームとして活用するようになってから、日々、今日のような暑いときとかも含めてエアコンがずうっと稼働していると、開設時とか照明もずうっとついておるので電気代等は高くなっております。そういった部分を含めて人件費の部分等を含めて、この部分については高く、指定管理の更新において指定管理料はどうしても高くなっていくものとなっております。

また8ページのほうに戻っていただきますと、5の選定方法としては公募型プロポーザル方式ということで選定を進めます。

6. スケジュールとしましては、8月中旬から9月中旬にかけて公募受付を行いまして、10月下旬に選定評価委員会、12月に指定管理者の選定という議決を行うというようなスケジュールで考えております。

第3期可児市老人福祉センター指定管理者募集についての説明は以上となります。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

質疑はございますでしょうか。

○委員（富田牧子君） 週一、二回程度の利用しかないというふうな感じでそれぞれ言われていたりするんですけど、もっと前は大変活発に利用されていましたよね、お風呂があったときぐらいの話やけど。それからお風呂がなくなって、あんまりここを利用する魅力がなくなって、だんだん何か寂れてきているんじゃないかというふうに思うんですけど、それぞれどんなところが利用されているんですか。個人で来るということですか。将棋をやったりとか、いろんなことをやったりとかいうこともあるんですけど、利用状況をちょっと教えてください。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 福寿苑の旧デイサービスセンター棟につきましては、さっき言った将棋とかあいったものは基本的には本館で全部やっていただいております、そちらでやられるものは、例えば高齢福祉課がやっているようなグリーンカフェという、いわゆる認知症カフェの部分をホールの部分で陽気のいいときにやったり、あとヨガ系とか体操系のものを本館のほうのホールが使いにくかったり、和室も予約が入っていたりするときに使っているというような形で、基本的に個人の方の利用ということでなくて、そういった教室系とか講座的なものをメインに行っているという形になっております。

やすらぎ館のほうは、個別に取り壊す部分につきましては、基本的にはサークルの方とか地元の講師の方がハンドベルみたいなものをやられているようではありますが、今現状も去年の12月から使用できない状態でしたので、ほかのやすらぎ館の本館の建物のスペースを活用して活動されておるということでありまして、現状は増築部分の建物がなくなっても、それはあるにこしたことはないと思いますけど、使われている方々の活動は変わりなくやっていただいておりますので、支障なくとは言えないかもしれませんが、活動はされていかれ

るんじゃないかなというふうに考えております。

○委員（富田牧子君） 可児川苑は平らなところにありますけど、福寿苑もやすらぎ館もとても利用しにくいというか、利用する側にとってはそういうところにあるんで、今度新たに指定管理でやるというけど、指定管理の人は一体何を提案してきてここを使おうというふうに思われるのか、私はちょっと疑問に思っているんですけど、本当に施設も古いしあんまり魅力ないですよ。高齢者を集めて何かやれるというところでもないような、そんな気がするんで、直すところはやめて、壊して、ちょっと縮小して何か使ってもらおうようにするんですけど、何か方向性がはっきりしないというか、そんな感じがします。

皆さんはもっとほかのデイサービスとか、そういうところに行ってみえたりするというところでしょかね、多くの方は。どうなんでしょうか。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） いわゆる介護保険のサービスのデイサービスを使われる方は、基本的に要支援とか要介護度のある方についてはそちらに行かれておりますし、老人福祉センターもそういった方々は来られるんですけども、どちらかという老人福祉センターに来られる方は、それよりは元気な方、自ら動かれる方がメインで来られておられます。

老人福祉センターでできる活動というのは、原則は地区センターでもできるんですけど、なぜ老人福祉センターに来られるかとなると、老人福祉センターは高齢者の方だけの施設で若い方は使用できない。地区センターと違う点は根本的には利用料が無料ということ。地区センターだと部屋を借りるとお金がかかるけど、老人福祉センターは無料だからということがメインで使われているというところ。あとマッサージ機とかそういった器具も置いてありますのでそういった方々とか、あとカラオケの機械も無料で使えますので歌の好きな方、健康にもつながると思うんですけども、そういった方々が来られているというようなところでは、一定のニーズではあると思っております。

老人福祉センター自体は、法律上は自治体が必置の施設じゃないんですね。絶対設けなくちゃいけない、余力があるなら造っていいよというところの施設の位置づけでありまして、可児市よりも人口規模の大きい自治体でも市内に1か所しかない自治体もあります。ないところもあります、必置じゃないのです。ですけど、可児市においては3か所ありまして、それぞれ地域性もあるということで、現状はこの3か所は維持していくと。福祉避難所の位置づけということもありますので、そういった部分の総合的な判断から位置づけておりますが、今後において、これをそのまま3か所維持していくかどうかというのは別の考え方があると思います。地区センターとの兼ね合いとみなして、地区センターをより充実させて、そういったところに統合していくという考え方もあるかと思っておりますので、そういったことは今後検討させてもらうというか、既に検討はしつつあるんですけども、今の時点では方向性が定まっているものではないですので、随時そういった見直し等は行っていく考えではありません。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

他に質疑はございますか。いいですかね。

[挙手する者なし]

ちょっと私から1点。

やすらぎ館は県のレッドゾーンが近く、イエローゾーンにかかっていますよね。あそこは本当に安全性は大丈夫ですか、土砂が流入してきたということなのですが。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 数年前に県のほうに大規模な擁壁工事をしていただきまして、それができるまでは、実はやすらぎ館の敷地内までレッドゾーンがかかっておりました。

今現在はイエローゾーンになって、擁壁が完成したおかげでレッドゾーンではないですけども、レッドゾーンと隣接しているというところがありますので、本当に今後、想定以上の豪雨というのは今でも毎年のように発生しておりますので、そういった部分で絶対安全かという、こればかりは我々の方が100%大丈夫だとは言い難いところもありますし、実際我々が今把握している段階でも、ある程度雨が降るとやすらぎ館のほうは坊主山グラウンドのほうに登っていく細い道があるんですけども、あそこは雨水とかちょっとした小石がぼろぼろ出てきているのは把握しておりますので、そういった意味でいくとやすらぎ館の立地というのは、ほかの可児川苑、福寿苑に比べると今後検討すべき立地条件なのかなというところは正直思っておるところであります。

○委員長（川合敏己君） 福祉避難所にもなっていますから、またいろいろ検討していただければいいかなと思います。

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

執行部の方は御退席ください。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時23分

○委員長（川合敏己君） それでは、会議を再開いたします。

次に、4. 協議事項になります。

(1)次期委員会への引継ぎ事項についてを議題とします。

12ページを御覧ください。

議会基本条例第11条第4項による次期常任委員会へ引き継ぐ所管事項調査及び政策提案の内容についてが書かれております。

ちょっと私のほうから読み上げさせていただきます。

教育福祉委員会引継ぎ事項について（案）。

見出しのことについて、下記のとおり取りまとめましたので、報告いたします。

記1. 児童・生徒の適切な教育環境の確保について。多様な子供のニーズに応えた教育環境の確保が適切になされているかを注視し、現状の把握と改善につながるよう調査・研究を

行うこと。

2. 地域包括ケアシステムの充実と推進について。高齢者の孤立防止や生活支援、在宅介護、在宅医療等、地域の包括的な支援・サービスの体制が充実し、推進されているか注視するとともに、調査・研究を行うこと。

3. 研修や視察を行うなど、見識を深めること。以上です。

私がずうっとやっている関係で、同じような内容にはなりますけれども、包含した形で書かれております。

次期委員会の中で、例えば細かいテーマ等を設置していただいて、活動をまたしていただければいいかなというふうに思っておりますので、この案について御意見ございましたら、もし何もなければ、このまま引継ぎ事項として出したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、引継ぎ事項につきましては、議会運営委員会で報告をさせていただきたいと思っております。

次に、協議事項(2)行政視察についてということで、私のほうから来週の月曜日、6月23日月曜日に可児川苑内にありますスマイリングルームのほう、そこはできてから半年以上たちますので、一度現況を確認しにということで視察を入れさせていただきました。

時間は10時から11時を予定しております。

内容としては、スマイリングルームの現状と、あと当日は絵手紙教室をやっているそうなので、そこをちょっと見学させていただくということです。

集合時間ですけれども、市役所正面玄関に9時40分をお願いいたします。酒向委員からはちょっと家庭の事情で直接行かれるということを伺っておりますが、ほかに直接行かれる方はいらっしゃいますか。

よろしいですかね。

〔挙手する者なし〕

では、9時40分にバスを出発したいと思いますので、正面玄関へお願いいたします。バスというか公用車ですね、公用車で出発します。

あとスリッパが、一応用意はあるんですけれども、もしかしてお客さんが来ていたりとかということで足りないケースもあるので、もしマイスリッパを御持参いただくと間違いがないという情報はいただいておりますが、全然スリッパなしでも上がれるカーペットになっておりますので、マイスリッパを準備される方はしていただいても結構です。なくても大丈夫です。よろしくお願いいたします。

以上で本日の委員会の案件は全て終了いたしました。

全体を通じて、またその他御意見ある方は、発言をお願いいたします。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

では、発言もないようですので終了いたします。

これにて教育福祉委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

閉会 午前11時27分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年6月20日

可児市教育福祉委員会委員長